2005年　韓国定期国会報告資料

韓国特殊教育年次報告書（抄訳）

教育人的資源部

翻訳：大杉成喜（独立行政法人国立特殊教育総合研究所）

韓国特殊教育年次報告書は韓国特殊教育振興法第９条の規定により特殊教育に関する施策とその推進内容を収録し、定期国会に提出するため作成されたものである。これは米国の IDEA 年次報告書に該当する。ここ３年間、「世界の特殊教育」において韓国教育人的資源部の許可を得て翻訳・紹介してきた。今年度は市・道別の統計等を割愛し、国の統計と新しい記述を精選した抄訳を掲載する。なおわが国でよく使われる用語「障害のある幼児児童生徒」については表記が長くなるため、韓国語表現の直訳である「障害学生」を用いた。

Ⅰ．特殊教育の概要

1. 特殊教育の定義（省略）

2. 特殊教育関連法令

1)特殊教育振興法の一部改正（法律第7395号、2005.3.24）

○ 特殊教育振興法改正の理由と概要

特殊教育に関する継続的実態調査結果を反映し、心臓障害・腎臓障害・肝臓障害等慢性疾患による病弱学生を特殊教育対象者として認定し、巡回または派遣教育等を受けられるようにする。また、特殊教育において治療教育が重要な領域を占めているにもかかわらず、担当教員が絶対的に不足しているため、現実的な教育環境を考慮し、市・道教育行政機関に配置する治療教育担当巡回教員が担当するようにして治療教育の活性化をめざす。

特殊教育振興法一部改正

法律特殊教育振興法一部を次の通り改正する。

第5条第1項の「国民学校」を「学校」とする.第7条に第2項を次の通り新設する。

第9条の2（新設）（特殊教育実態調査）①教育人的資源部長官は特殊教育対象者の配置計画および特殊教育担当教員の需給計画など特殊教育政策の樹立のための実態調査を5年ごとに実施しなければならない。

第10条第1項第8号を第9号として、第8号を次の通り新設する。

8.心臓障害・腎臓障害・肝臓障害など慢性疾患による健康障害

第12条に第5項を次の通り新設する。

⑤第2項の規定により特殊学校に置く生活指導員の配置基準は国立学校の場合には教育人的資源部令、公立および私立学校の場合には市・道教育規則で各々決める。

第19条を次の通りとする.

第19条（治療教育担当教員の配置）①特殊学校には治療教育を担当する教員をおかなければならない。
②特殊学級には治療教育を担当する教員をおいたり［教育公務員法］第22条の2の規定により治療教育を担当する巡回教師をおかなければならない。
③第1項および第2項の規定により治療教育を担当する教員の資格・定員および配置基準などに関して必要な事項は大統領令に定める。

附属規定
この法は公布後6か月が経過した日から施行する。ただし、第19条の改正規定は公布後3か月が経過した日から施行する。

解説：韓国特殊教育振興法の特殊教育対象の定義に健康障害（日本の「病弱」に相当）が加えられた。また、治療教育担当教員（日本の「自立活動」に該当するが各療法に専門免許状がある）の配置について記述された。

Ⅱ．2003年度状況および推進実績

1. 統合教育環境での特殊教育機会の保障

<学校・学級別特殊教育対象学生状況>

区分			特殊学校	一般学校		計
				特殊学級	一般学級	
特殊教育対象学生			23,449	29,803	5,110	58,362
学生数	障害種別	視覚障害	1,462	222	61	1,745
		聴覚障害	1,670	494	385	2,549
		知的障害	15,205	15,723	2,690	33,618
		肢体不自由	3,200	1,895	829	5,924
		情緒障害	1,893	3,549	428	5,870
		健康障害（病弱）	19	162	28	209
		学習障害	－	7,758	689	8,447
		計	23,449	29,803	5,110	58,362
	学校種別	幼稚園	1,188	475	1,394	3,057
		小学校	8,699	20,698	1,667	31,064
		中学校	6,160	5,685	648	12,493
		高等学校	7,402 （専攻科992人を含む）	2,945	1,401	11,748
		計	23,449	29,803	5,110	58,362
学校数			142	3,724	2,127	5,993
学級数			3,071	4,697	3,663	11,431
特殊学校(級)教員数			5,604	4,825	－	10,429
特殊教育補助員配置数			1,349	1,837	442	3,628

<年度別特殊教育対象学生配置現状>

（単位：名，％）

年度	特殊学校配置学生数	一般学校（一般学級）配置学生数	計
2001	24,380 （45.2）	29,516(2,701) （45.8）	53,896 （100.0）
2002	24,276 （44.6）	30,194(3,269) （55.4）	54,470 （100.0）
2003	24,192 （45.3）	29,212(2,304) （54.7）	53,404 （100.0）
2004	23,762 （42.9）	31,612(3,610) （57.1）	55,374 （100.0）
2005	23,449 （40.2）	34,913(5,110) （59.8）	58,362 （100.0）

<年度別障害種別学生数>

（単位：名，％）

年度	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	健康障害	学習障害	全体学生数
2001	1,557 (3)	2,951 (5)	28,895 (54)	4,435 (8)	4,598 (9)	－	11,460 (21)	53,896 (100)
2002	1,685 (3)	2,963 (6)	28,691 (53)	5,021 (9)	5,083 (9)	－	11,027 (20)	54,470 (100)
2003	1,654 (3)	2,606 (5)	29,380 (55)	4,852 (9)	5,097 (10)	－	9,815 (18)	53,404 (100)
2004	1,650 (3)	2,938 (5)	31,705 (57)	5,232 (10)	4,787 (9)	－	9,062 (16)	55,374 (100)
2005	1,745 (3)	2,549 (4)	33,618 (57.6)	5,924 (10)	5,870 (10)	209 (0.4)	8,447 (15)	58,362 (100)

健康障害は2005年より障害範疇に含む

<設立別>

区分	学校数	学級数	学生数	教員数	備考
国立	5	163	1,143	325	私立依存度 62.7％
公立	48	1,313	9,715	2,407	
私立	89	1,595	12,591	2,872	
計	142	3,071	23,449	5,604	

<障害種別>

計	障害種別学校数				
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害
142	12	18	87	18	7

解説：韓国の教育制度はわが国のものと類似しているが、幼稚園・高等学校の特殊学級、一般学級に就学する特殊教育対象者の統計も持っている点が異なっている。

本稿では地方自治体である特別市・広域市・道別の統計データは割愛した。わが国と同様、地域間で格差があることが指摘されている。年次報告書はその改善のための資料としても活用されている。

3. 一般学校状況

<特殊学級>

課程別	学校数	学級数	学生数	教員数
幼稚園	102	124	475	123
小学校	2, 698	3, 393	20, 698	3, 413
中学校	715	852	5, 685	909
高等学校	209	328	2, 945	380
計	**3, 724**	**4, 697**	**29, 803**	**4, 825**

<一般学級>

種別	学校数	学校数	学生数
幼稚園	526	652	1, 394
小学校	716	1, 396	1, 667
中学校	335	550	648
高等学校	550	1, 065	1, 401
計	**2, 127**	**3, 663**	**5, 110**

4. 巡回教育および院内学校状況

<巡回教育>

区分	学生数					学級数	教師数
	家庭	施設	病院	一般学校	計		
特殊学校から巡回・派遣	350	564	14	120	1, 048	186	214
特殊学級から巡回・派遣	553	901	8	665	2, 127	331	513
計	**903**	1, 465	22	785	3, 175	517	727

解説：巡回教育はわが国の訪問教育に該当する。特殊学級からの派遣が多いのが特徴である。

<院内学校運営状況>

区分	学級数	学生数	教員数	病院名
2004	2	51	2	慶尚大学病院, 釜山大学病院
2005	5	67	5	慶尚大学病院, 釜山大学病院, 麟蹄大学釜山白病院, 東亜大学病院, 釜谷病院

病院自主運営院内学校2校：ソウル大学病院, 延世聖フランス病院

解説：院内学校は病院内に常設される学校で、わが国の病院併設の養護学校に該当する。

5. 就学猶予障害学生状況

就学猶予障害学生状況

（単位：名, %）

区分	就学猶予者数	発育不振	障害	病気	その他
小学校	44, 994 (100. 0)	26, 245 (58. 3)	**8, 436 (18. 7)**	5, 396 (12. 0)	4, 917 (11. 0)
中学校	790 (100. 0)	6 (0. 8)	**78 (9. 9)**	39 (4. 9)	667 (84. 4)

障害：視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由, 知的障害, 情緒障害, 言語障害, 学習障害, 健康障害

6. 高等部卒業生進路状況

<特殊学校高等部卒業者の進路状況>

（単位：名, %）

区分	卒業者数	進学率(%)	進学者数				就職率(%)	就業者数											未進学・未就業者数
			専攻科	専門大学(短大)	大学	小計		工芸	包装組立運搬	農業	電子機器製造	製菓製パン	情報処理	商業デザイン	理療	サービス業	その他	小計	
計	1, 986	37. 1	595	45	96	736	28. 1	6	103	11	49	22	1	0	104	17	246	559	691 (34. 8)

<高等学校の特殊学級卒業者の進路状況>

（単位：名, %）

区分	卒業者数	進学率(%)	進学者数				就職率(%)	就業者数											未進学・未就業者数
			専攻科	専門大学(短大)	大学	小計		工芸	包装組立運搬	農業	電子機器製造	製菓製パン	情報処理	商業デザイン	理療	サービス業	その他	小計	
計	661	19. 7	50	38	42	130	39. 3	6	56	4	15	4	0	0	0	53	122	260	271 (41. 0)

<高等学校の一般学級在籍の特殊教育対象者の進路状況>

（単位：名,％）

区分	卒業者数	進学率（％）	進学者数				就職率（％）	就業者数											未進学・未就業者数
			専攻科	専門大学（短大）	大学	小計		工芸	包装組立運搬	農業	電子機器製造	製菓製パン	情報処理	商業デザイン	理療	サービス業	その他	小計	
計	306	41.2	6	53	67	126	21.6	0	8	5	3	0	2	0	0	13	35	66	114 (37.2)

7. 市・道別特殊教育支援センター運営状況（省略）

8. 市・道別特殊学級設置学校の障害学生便宜施設平均設置比率（省略）

Ⅲ. 2005年度推進実績

1. 統合教育環境での特殊教育機会保障

1)地域別・学校過程別均衡的な特殊教育機会拡大

(1)特殊学校新設を通した特殊教育機会拡大

□推進実績

○ 2005年3月京畿富川常緑学校（公立知的障害養護学校）を開校

□今後の課題

○ 特殊教育対象者の学校教育機会拡大のため、地域格差解消のための特殊学校(級)新・増設を推進

○ 障害種別の特殊学校の偏在解消のため、特定障害種別ではなく総合特殊学校の運営形態に移行

解説：人口増加地域に養護学校が新設されているほか、地方の養護学校の総合養護学校化も方針づけられている。

(2)特殊学級増設を通した特殊教育機会拡大

□推進実績

○ 特殊学級は2005年4月現在4,697学級で2004年より331学級（幼稚園25学級、小学校145学級、中学校84学級、高等学校77学級）増加した

○ 2005年4月現在の一般学校の特殊学級設置率は19.6％であり、内訳は幼稚園1.2％、小学校47.2％、中学校24.4％、高等学校10.0％である。

○ 運営形態別では全日制特殊学級が96学級（全日制形態の巡回・派遣学級含む）、時間制特殊学級が4,601学級であり、時間制特殊学級（IEPに一般学級での学習時間を設定する）が全体の98.0％を占める。

○ 全国の特殊学級の平均定員は幼稚園6.2人、小学校9.9人、中学校11.1人、高等学校11.1人であり、現員平均は幼稚園3.4人、小学校6.0人、中学校6.9人、高等学校9.0人である

○ 特殊学校(級)学級当たり学生定員は市・道教育庁が独自に定めた編成基準によるため自治体間の格差が生じている

□今後の課題

○ 各地域教育庁に幼・小・中・高等学校課程の特殊学級を1学級以上設置

○ 特殊学校(級)の学級当たり定員縮小

○ 特殊学級運営形態を時間制に移行し特殊教育対象者の統合教育機会拡大および一般学級内特殊教育対象者支援を拡大

2)特殊教育対象学生の診断・評価および配置体系の確立（省略）

3)統合教育の基盤構築および充実（省略）

(1)一般学生の障害理解教育の推進（省略）

(2)一般学校の障害者施設の拡充（省略）

(3)統合学級運営管理強化

□関連法規

○「統合教育」とは特殊教育対象者の正常な社会適応能力の発達のため、一般学校において特殊教育対象者を教育したり、特殊教育機関に在籍する学生を一般学校の教育課程の一部に参加させ教育することをいう（特殊教育振興法第2条第6号）（以下略）

□状況および推進実績

○ 現在、特殊教育は世界的に特殊学校と特殊学級による分離教育から特殊教育対象学生が一般学生と共に一般学級で教育を受ける統合教育を指向している

○ 2005年4月現在、5,654の幼・初・中・高等学校に23,529の統合学級が運営中である

- 特殊教育対象者が教育課程運営時間の100%を一般学級で全ての教育を受ける全日制統合学級は2,127校3,663学級である

- 特殊教育対象者が教育課程運営時間の一部時間を特殊学級で教育を受け、残りは一般学級で教育を受ける時間制統合学級は3,606校の19,866学級である

(4)統合教育実験校の指定・運営（省略）

4)障害学生の大学教育機会の拡大（省略）

2. 教育方法の多様化および改善を通した特殊教育の質向上

1)特殊教育教育課程および教材・教具開発拡大

□状況および推進実績

○ 1994年5月16日特殊教育に関する実験研究、学習資料開発等を行う特殊教育専門研究機関として京畿道安山市に国立特殊教育院を設置した

○ 国立特殊教育院は特殊教育実態調査、特殊教育基礎研究、特殊教育学習資料開発等特殊教育教育課程および教材・教具開発事業を継続して実施している

○ 2004年、国立特殊教育院は特殊教育基礎研究、特殊教育教育課程および教材・教具開発等の10研究課題を実施する

- 障害学生の教育権および学習権を保障するために必要な合理的効率的な特殊教育政策および支援対策の策定のため「統合学級運営実態分析研究」、「障害学生の国家水準学業達成度評価参加方案研究」、「特殊教育機関の職業教育運営充実方案」の各報告書3種11,000部を配付する

- 合理的で効率的な特殊教育政策確立の基礎資料の作成と特殊教育の現状分析を通した今後の特殊教育の発展法案摸索のため「特殊教育行政・財政支援施設実態調査」、「特殊教育機関の障害者便宜施設実態調査」、「視覚・聴覚・肢体不自由学生の学業達成度関連研究」、「発達障害学生の学業達成度評価に対する認識および学業成就実態調査」等の研究を遂行し、報告書4種5,200部を配付する

- 急変する教育環境と学習者の多様な要求に能動的・効率的に対処できる特殊教育支援法案作成のため「特殊教育教育課程国際動向分析」、「幼児特殊教育の対象拡大のための私立特殊教育室の評価・認可に関する研究」、「特殊教育の適合性向上のための障害児童発見・診断・配置体系改善」等の研究を実施し、報告書3種2,600部を配付する

- 通学教育基盤造成および障害認識改善のための教育資料や、特殊学校(級)教育課程運営の効率化のための教授-学習資料の開発・普及のため「障害理解教育資料開発(中・高校生用)」、「ビデオセルフモデリングを利用した指導資料開発」、「KISE式基礎学力検査器具開発研究」等の研究を遂行し、報告書3種7,000部、映像資料1種5,600部、CD資料1種700セットを配付する

○ 2004年国立特殊教育院は特殊教育国内セミナー、国際セミナー、KISE/NISE共同特殊教育セミナー、特殊学校長および教育専門職ワークショップ、協力研究員協議会を運営したまた特殊教育事例研究第5集、「現場特殊教育」および「特殊教育研究論文集」、院要覧および英文ニュースレター統合冊子等を発刊した

○ 国際交流協力と特殊教育学術・広報事業の一環として「Asia-Pacific Journal of Inclusive Education」、「OECD特殊教育指標統計研究」発行などの事業を推進するとともに、各種国際会議に参加した

○ 特殊学校、特殊学級、一般学級に在籍する弱視学生の調査の結果、全国の弱視学生は1,023人であった

○ 弱視学生はこれまで一般の児童と同じ文字大きさの教科書を使用しおり、学習に多くの困難を経験していた。2005年現在、小学校課

程の全教科の教科書を拡大教科書（150%拡大）として製作、普及した

解説：特殊教育政策の一翼を担うものとして韓国特殊教育院が位置づけられ、その事業が報告されている。日韓特殊教育セミナー（KISE/NISE共同特殊教育セミナー）もその中に位置づけられている。

□今後の課題

○ 特殊教育対象学生の障害種別・程度および教育環境に適切な教育課程および運営資料・学習資料の研究・開発を担当する特殊教育教育課程研究専門担当部署の設置・運営

○ 特殊教育対象学生を含むすべての学生の要求に合った教育課程の質的運営体系確立を通した教育の質向上

○ 特殊教育対象学生の障害種別・程度および教育環境に適していた教材・教具の開発・普及拡大を通した特殊教育の質的向上

○ 特殊学校、特殊学級、一般学級の中学校課程に在学している弱視学生達のための拡大教科書製作・普及の持続的・推進

2)職業・進路および移行教育強化

□ 状況および推進実績

○ 特殊学校高等学校課程は視覚・聴覚および肢体不自由学校の場合、教育課程運営時間の38%以上を、知的障害学校は48%～50%を職業教育に配分するように規定している

○ 2004年度特殊学校高等学校課程141校の卒業生1,986人のうち、就職した学生は559人で就職率は28.1%である

○ 2004年度特殊学級高等学校課程卒業生661人のうち就職した学生は260人で就職率は39.3%である

○ 2004年度一般学級の特殊教育対象者卒業生306人のうち就職した学生は66人で就職率は21.6%である

○ 2005年4月現在、専攻科設置特殊学校は盲学校5校、聾学校1校、知的障害学校29校、肢体不自由学校1校、情緒障害学校2校、計38校98学級である

- 2005年に知的障害学校3校が専攻科を新設した
- 2005年4月現在、特殊学校専攻科に在籍する学生は盲学校102人、聾学校41人、知的障害学校796人、肢体不自由学校12人、情緒障害学校27人計978人である
- 2005年、38校専攻科運営学校のうち1年制が10校、2年制が25校、3年制が3校である

○ 2004年度の特殊学校専攻科履修者446人のうち135人が就職し、就職率は30.3%である

□今後の課題

○ 特殊教育対象学生の移行支援拡大のための移行計画モデル開発研究、テスト適用、診断および配置モデル適用拡大

○ 障害学生の適性職種および職業教育モデル開発・普及

○ 特殊学校専攻科運営の効率化および障害学生の社会人生活への移行のため、労働部（韓国政府労働省）等関連諸機関との協力

○ 地域社会障害者雇用支援機関および産業体との連携を通した特殊学校職業教育課程の運営方法改善および支援

○ 労働部（韓国政府労働省）等関連部署と特殊教育対象者の職業リハビリのための職業評価-訓練-配置の連携支援体制の強化

3)特殊教育情報資料提供

□ 状況および推進実績

○ 1997年教育部・労働部・保健福祉部共同で策定された「障害者福祉発展5ケ年計画」により特殊教育の情報化および障害者教育・福祉・雇用情報の提供のため、国立特殊教育院に「障害者教育福祉情報センター」を設置・運営

○ 2005年特殊教育e-learningのために障害学生教授-学生支援ポータルサイト、エデュエイブル(www.eduable.net)を構築し，特殊教育関連資料サービスを実施

○ 情報通信技術を活用した読書指導を通し，障害学生の教授-学習方法を改善するため2004年から電子図書館を運営、2005年6月現在400冊の電子図書を提供

○ 視覚障害学生の教授-学習を支援するために2003年小学部,2004年中学部教科内容をマルチメディア自習書を開発、E-YABサイト(http://blind.kise.go.kr)を通じて提供。2005年には高等部理療科目に関するマルチメディア自習書を開発

○ 2005年国立特殊教育院にインターネット遠隔映像会議システムを設置し、全国8地域に特殊教育資料を提供

○ 2005年、遠隔教育研修院の効率的運営のため学習管理システム(LMS)を新規構築、データベース、バックアップソフトウェアを導入

○ 2005年8月、現在国立特殊教育院附属遠隔研修院運営を通じ、一般教員を対象に障害理解関連研修、特殊教育教員には多様な内容の特殊教育のスキルアップ研修を実施

○ 2006年、一般教師対象の障害理解課程、障害児童指導のための国語科教授-学習指導方法、障害児移行教育指導方法、父兄研修、特殊教育支援人材研修等5コンテンツを制作

○ 2005年8月、コミュニケーションを円滑に行うための語彙訓練プログラムを開発、PDAに搭載した「代替・拡大コミュニケーション機器」を開発

○ 2005年8月現在、全国16市・道教育庁で4,628人の特殊教育担当教員を対象に特殊教育情報化研修をのべ227回実施

□ 今後の課題

○ 特殊教育対象学生のニーズと特性に適した学習補助機器およびアシスティブ・テクノロジー機器開発・普及

○ 特殊教育の質向上のための特殊教育マルチメディア資料および電子図書の開発、データベース(Data Base)構築、ICT活用教育の強化

4)特殊教育関連サービス提供拡大

(1)治療教育の強化（省略）

(2)特殊教育補助員活用（省略）

(3)進学便宜支援（省略）

3.教員の特殊教育責務性および専門性向上

1)一般教員の特殊教育に対する責務性強化（省略）

2)特殊教育担当教員の専門性伸張

(1)特殊教育担当教員養成（省略）

解説：韓国では特殊教育担当教員免許状は当該教育課程を有する大学、大学院を卒業した者にのみ付与される。法律には認定講習制度もあるが、現在は実施されていない。

(2)特殊教育担当教員現職研修

□ 現状および推進実績

○ 特殊教育担当教員の資質・専門性向上のための現職研修を国立特殊教育院と市・道教育庁および大学附属教員研修センター等で実施

○ 国立特殊教育院は初等特殊教員資格研修、職務研修および特別研修等を実施、市・道教育庁および大学附属教員研修センターは中等特殊教員資格研修と職務研修を実施

○ 2005年度国立特殊教育院の特殊教育教員研修は職務研修(60時間以上-サイバー研修を含む)11課程、職務研修(16時間以上)5課程、資格研修4課程、特別研修3課程など総23課程で、研修人数は3,080人

○ 国立特殊教育院は1997年より特殊教育現場の教育活動改善のための専門性向上のため、特殊教育教員の国外特殊教育現場の研修を実施

○ 国立特殊教育院は国外在住の障害学生の学習権を保障と我が国の地位を向上ため、特殊教育を担当する国外教員を対象に特別研修を実施

□ 今後の課題

○ 特殊教育教員の専門性および資質向上のための研修機会拡大と研修周期の短縮

○ 特殊教育教員研修の質的向上と多様化への対応

○ 特殊教育希少科目担当教師の資格研修課程の開設

4.特殊教育支援体制の再構築および支援拡大

1)特殊教育支援センター設置・運営（省略）

2)特殊教育専門担当人材確保

□ 現状および推進実績

○ 全国の教育委員会の特殊教育担当者の特殊教育教員免許状の保有は16市・道教育庁奨学官（指導主事）が91.7%、182ケ地域教育委員会の奨学官（指導主事）が39.2%である

○ 市・道別特殊学校・学級の特殊教育担当教員の特殊教育教員免許の所持率は92.5%である

○ 仁川広域市は99.4%であるが慶尚北道は82.4%と格差がある

□ 今後の課題

○ 専門職人事管理規程遵守を強化し、市・道教育庁、市・郡・区教育委員会の特殊教育担当者の特殊教育専攻者を配置

解説：韓国の特殊教育担当指導主事、特殊学校・特殊学級教員の免許保有率は高いが、それでも地域格差が指摘され、課題となっている

3)特殊教育行政・財政支援（省略）

4)特殊学校施設・設備（省略）

Ⅳ. 今後の特殊教育推進計画

解説：「今後の特殊教育推進計画」は韓国特殊教育政策の長期目標があげられている。本稿では項目のみを記した。

1. 統合教育環境での特殊教育機会保障

1)地域・学校種別の均等な特殊教育機会の拡大

2)障害学生のニーズに適した特殊教育診断体系の確立

3)特殊教育対象学生への統合教育提供の拡大

4)特殊教育対象学生の高等教育およ生涯学習の強化

2. 教育方法の多様化および改善を通した特殊教育の質的向上

1)特殊教育教育課程および教材・教具開発の拡大

2)特殊教育対象学生の職業教育および移行教育の強化

3)特殊教育情報資料・アクセス権の拡大

4)特殊教育関連サービス提供の拡大

3. 教員の特殊教育責務性および専門性の向上

1)教員の特殊教育責務性の確立

2)特殊教育教員の専門性の向上

3)全教員の特殊教育研修機会の拡大

4. 特殊教育伝達および支援体制の再構築

1)特殊教育支援センターの設置拡大および運営の活性化

2)特殊教育政策課設置および特殊教育専門担当者の補強

3)特殊教育財政支援体制の確立

4)国立特殊教育院の組織拡大・改編と移転

解説

韓国の特殊教育制度はわが国と大枠は類似しているが、その細部は異なっている。近年の国際的なノーマライゼーションの潮流を受け、改革が行われているのは同様であるが、部分参加も含む様々な形態の「統合教育」を全面に押し出している点などが異なっている。

また、韓国ではこれまで重度重複障害者は就学猶予・施設対応・巡回教育（訪問教育）の対象となることも少なからずあり、地域格差も問題となっていたが、年次報告書で統計資料や目標を明らかにすることで計画的に改善を推進してきた。

今年度は健康障害（病弱）が障害の範疇に加えられるとともに、地方の特殊学校（障害児教育諸学校）の総合化も方針づけられている。

これらの特殊教育政策について法案研究・指導法研究・現職教員研修・情報発信等を通じて実現をはかるのが韓国特殊教育院である。設立目的は日本の国立特殊教育総合研究所と同様であるが、より政策に結びついた業務を行っている。

韓国特殊教育院は今後組織改編と事業拡大を計画している。日本の特殊教育総合研究所の今後の方向性を考える上でも大変参考になるものである。